

平成23年5月●日

福島簡易裁判所 御中

《申立人》〒960-8066 福島市矢剣町1-1-3
星野節子
024-563-7650 (tel fax)

《相手方》福島市宮町×××
××××

動物愛護法の正しい認識を求める調停申立事件

調停を求める事項の価格	金	円
貼用印紙額	金	円

《申立の趣旨》

- 1、相手方は、ホームレス猫は人による被害動物であると認識せよ。
- 2、相手方は、国民の義務である動物愛護法を遵守せよ。猫を嫌いだというだけで動物愛護法遵守義務がないという解釈は間違いである。
- 3、相手方は、もの言えぬ動物の立場に立って考えよ。自分が不幸なホームレス猫の立場だったとしても「のら猫に餌をやるな」と言うつもりか。
- 4、相手方は、警察でなくても法律を説明する権利があることを認識せよ。

《紛争の要点》

- 1、申立人は、『自分の生活レベルは低く、社会貢献度は高く』を信条に、社会問題に取り組むネットワーク内の一個人である。(甲1)
- 2、他方、相手方は、地域猫活動(公益活動)の趣旨を理解できない立場にいる。
- 3、申立人が、●氏の敷地内を寝床とするホームレス猫へ給餌をしていたところ、●氏に給餌を咎められた。(ちなみに5匹のホームレス猫については全て去勢不妊済み)
なので、申立人が●氏へ地域猫活動の趣旨を説明していたところ、相手方はそれを聞いていて、口を挟んできた。「あっ、猫だ、捕まえて処分しろ!」と。

4、給餌妨害によって猫を減らそうとするのは、生命維持の妨害であり、動物愛護法に抵触することは説明するまでもない。猫を嫌いだという理由だけで、給餌妨害をしても良いという正当な理由はない。相手方も国民である以上、動物愛護法遵守義務がある。(甲2)

5、猫や申立人へ八つ当たりするのではなく、そこにホームレス猫が存在する原因を作ったのは誰であるのかを調査して、適切な飼育を促すのが道理である。(甲3)

6、給餌妨害によって猫を減らすのは生命維持の妨害にあたり動物虐待。フンの問題を引き合いに給餌妨害をするのは違法。フンをするから給餌するなという論理は、フンをさせない為に餓死させろということである。これは明らかに法に抵触する。

7、相手方は「給餌者にはフン拾いの義務がある」と言うが、その法的根拠はない。フンを問題視するなら、そもそも、ホームレス猫を作らないような社会にするのが得策である。それには、猫が遺棄されないような社会を作らなくてはならない。
申立人は、去勢不妊の実践と啓発に天文学的な時間を費やしている。申立人の活動は、ホームレス猫のフン問題を抜本的に解決する得策である。

8、相手方が望むように、申立人がフン拾いに時間を費やした場合、ホームレス猫は増えていく一方。
にもかかわらず、相手方が申立人へフン拾いの為に足止めしたいのは、無理難題を押しつけることによって給餌妨害(つまり生命維持の妨害)をしようと目論んでいるのだろう。相手方の望み通りにするとしたら、申立人は、四六時中、フンをするのを見張っていなくてはならない。それによって申立人は生活権(基本的人権)を侵害される。

9、そもそも申立人がホームレス猫を作ったのではない。ホームレス猫を作ったり増やしたのは、申立人とは全く別の人間である。申立人は、動物愛護法遵守義務にのっとり建設的にホームレス猫を減らそうとしているのだ。にも拘わらず、申立人へ義務のないことを背負わそうとする相手方は《強要の罪》にあたる。

10、相手方は「フンを拾え!」と。「では、拾わせていただきます」と申立人が相手方の庭に入ろうとしたら、相手方は「不法侵入だ!」と申立人を不法者扱いした。ここに相手方の歪んだ人間性が顕著。

11、相手方は、申立人へ「あんたは警察でないのに法律を語ってはいけない」と。言論封殺にあたり、違憲。